

令和4年4月5日規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループ ヒアリング資料

農地の違反転用に関する 農業委員会系統組織の取り組みについて

1. 農業委員会系統組織の取り組み 違反転用防止対策の組織的な推進

全国農業会議所が「農地パトロール実施要領」を策定し、違反転用防止対策の徹底を図っている（毎年6～7月に全農業委員会に配布）

○実施要領により推進している違反転用防止対策

- (1) 啓発活動の実施
- (2) 農地法の適正・適切な運用
- (3) 関係機関・団体との日常的な連絡調整と情報共有
- (4) 監視・通報の仕組みづくりに向けた地域住民への呼びかけ



農地パトロール(滋賀県栗東市農業委員会)



タブレットを使った農地パトロール(茨城県笠間市農業委員会)



2. 農業委員会系統組織の取り組み 違反転用防止対策の組織的な推進

○啓発活動の実施状況（農地パトロール等実態調査(令和2年8月)より、1,468農業委員会から回答)

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ・ 広報誌やリーフレットによる周知・啓発を実施 | 901委員会 (61%) |
| ・ インターネットによる周知・啓発を実施 | 510委員会 (35%) |
| ・ 地域の集まりやイベントの場で周知・啓発を実施 | 133委員会 (9%) |

○農業委員会における周知例

みんなで力を合わせ

やらない やらせない 止めよう

違反転用

農地は、無断で転用ができません。農地を農地以外に使用するときには、必ず農業委員会の許可等が必要です。



農地法では、農地が、国民、地域の大切な資産であることから、農地以外のものにすることを規制し、農地等の利用調整等を図り、農業上の必要な措置を講ずることにより、国民の食料の安定供給を確保することを目的としています。（農地法第1条）
このように厳しい規制の中で農地を農地以外とする時には、農地転用許可制度のもとに、市街化調整区域では農地転用許可、市街化区域では農地転用の届出を行うことが必要となります。（農地法第4条、第5条）
もし、無断で転用していることが判明した場合には、工事等を中止し、原状回復等の命令がなされる場合があります。これに従わない場合には、以下の罰則があります。（農地法第51条、第64条、第67条）

罰 則 3年以下の懲役 または 300万円以下の罰金
(法人は、1億円以下の罰金)

わたしたちで農地を守りましょう!

違反転用を発見したら最寄りの農業委員会へ
※違反転用とは、農地法の許可を受けずに農地を農地以外のものにする等をいいます。



千葉県マスコットキャラクター チューパン

農地法の罰則 3年以下の懲役 または 300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)
農地の所有者を含めて違反転用者には厳しい措置がとられます。

千葉県

新潟県新潟市西蒲区農業委員会の
広報誌(農業委員会だより)による周知啓発

県と協力した周知啓発(千葉県)



ステッカーによる見回りの周知



転用許可を得ていることを標識により周知

3. 農業委員会の取り組み事例

農業委員会では、発生実態に応じた様々な取り組みにより、違反転用の未然防止と解消と努めている。

未然防止対策

東海村農業委員会
(茨城県)

- ・毎月15日を「農地パトロールの日」と定め、全ての農業委員と推進委員がゼッケン等を着用して、一斉に管内農地の見回りを実施。
- ・ゼッケン等の効果もあり農業委員会の見回りが地域に定着したことで、違反転用を抑止する効果を発揮している。

福井県農業会議、
香川県農業会議等

- ・許可を受けて農地転用した土地に農地転用許可済看板を設置。
- ・「看板設置のない農地転用＝違反転用」との意識が地域に定着し、看板を設置せずに転用が行われると地域住民から通報が来る等、地域全体で農地を見守る体制づくりに成功している。

解消対策

栗東市農業委員会
(滋賀県)

- ・農地の違反転用を発見すると担当地区の委員が農地所有者を戸別訪問し、是正指導を実施。
- ・それでも違反が解消されない場合は、農地所有者を事務局に呼び出し、事情を聴いた上で再度是正指導を実施。
- ・粘り強い指導により、多くの違反転用を解消するとともに取り組みを周知することで新規の違反転用件数を大幅に減少させた。